



熊本県公報

第12073号

平成23年12月26日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○素材売払代金の収納の事務	(森林整備課)	1
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	(水産振興課)	1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の区域変更	(〃)	3
○道路の供用開始	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○土地収用法による収用又は使用の手続開始	(用地対策課)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	5
○保安林の指定に関する予定	(〃)	5
○保安林の指定	(〃)	5

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出の取下げ	(〃)	6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	7
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	8
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	9
○換地計画の決定	(農地整備課)	9

登 載 依 頼

○熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(熊本県本人確認情報保護審議会)	9
--------------------	------------------	---

正 誤

○平成19年3月16日熊本県条例第8号(熊本県手数料条例の一部を改正する条例)中	(財政課)	10
○昭和60年12月19日熊本県告示第973号(字界の変更)中	(市町村行政課)	10
○昭和60年12月19日熊本県告示第974号(字界の変更)中	(〃)	10
○昭和60年12月19日熊本県告示第975号(あらたに生じた土地)中	(〃)	10

告 示

熊本県告示1272号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成23年度森林・林業再生モデル事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成23年11月18日から平成24年3月23日まで

熊本県告示第1273号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成23年熊本県告示第674号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成24年1月1日から施行する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。これを適切に管理し、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を今後とも適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
- (2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と、変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。このような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となることがある。
- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることをとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることをとする。
- (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条の協定制をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の平成23年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】平成23年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】平成23年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】平成23年7月から平成24年6月まで 若干

第一種特定海洋生物資源の平成24年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】平成24年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】平成24年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】平成24年7月から平成25年6月まで

※上記さば類の管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制（法第13条の協定制をいう。）の普及及び定着を図ることとする。
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることを、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1274号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字日向1536番1、1540番1、字築地1614番1、1614番2、1615番、1618番3、字小原1775番
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字日向1540番1・字築地1614番1・1614番2・1615番・1618番3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成23年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧停車場線	阿蘇市乙姫字東無田上 331番1地先から 同市狩尾字上甲賀 353番1地先まで	前	5.9 ～ 8.6	184.8	やさ道 交1地 (歩道 整備)
			後	8.6 ～ 12.6		

2 区域を変更する期日 平成23年12月26日

熊本県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成23年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町内田字石橋 2095番1地先から	前	21.1 ～	28.3	仮棧橋 の撤去

	同所	50.4	
	2102番11地先まで	21.1	
		後	28.3
		～	
		34.4	

2 区域を変更する期日 平成23年12月26日

熊本県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	熊本市植木町清水字今宿 1070番1地先から 同所 1075番1地先まで	80.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
		熊本市植木町清水字烏帽子形 1092番2地先から 同所 1604番1地先まで	100.0	

2 供用を開始する期日 平成23年12月26日

熊本県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市松橋町古保山 1206番1地先から 同所 1255番1地先まで	105.0	一括交 安(歩 道整備)

2 供用を開始する期日 平成23年12月26日

熊本県告示第1279号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手續の開始を告示する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（21工区）「芦北出水道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椈谷地内から同郡津奈木町大字千代字湯尻地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事
- 3 手續が開始される土地
 - (1) 収用の手續が開始される土地 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字太郎石、字千代原、字神前、字松原、字上門、字下門、字原田及び字湯尻地内
 - (2) 使用の手續が開始される土地 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字引川内並びに大字千代字太郎石、字千代原、字神前、字松原、字上門、字下門、字原田及び字湯尻地内
- 4 手續が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県葦北郡津奈木町役場

熊本県告示第1280号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字米田字城迫1108番、1109番、1111番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城迫1108番・1109番・1111番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1281号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字烏帽子ケ迫3825番5
（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字烏帽子ケ迫3825番5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1282号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市上原田町字菖蒲字木船ノ後511番1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ城南店
熊本市城南町阿高字穴町305番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ホウトク技研株式会社 代表取締役 豊原穰	福岡県朝倉市福光1183番地の1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
未定	未定

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年8月7日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,604平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 117台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
敷地北側 25台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
施設1 建物南東側 68.25平方メートル
施設2 建物東側 47平方メートル 合計115.25平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南東側 13.95立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ナチュラル株式会社 24時間営業
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地北西側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
施設1、2ともに午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
平成23年12月6日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成23年12月26日から平成24年4月26日まで
 - 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課及び熊本市企画財政局城南総合支所産業振興課
平成23年12月26日から平成24年3月30日まで
- 留意事項
法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年8月29日に行われた届出については、取下げ書が提出されたので、次のとおりその概要を公告する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス高森店
阿蘇郡高森町大字高森 2 1 1 2 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し当該大規模小売店舗において小売業を行う予定であった者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

- 3 取下げ年月日
平成 2 3 年 1 2 月 9 日

熊本県公告第 6 6 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市松江町芭蕉 1 0 3 番、同 1 0 6 番、同 1 1 2 番 1、同 1 1 2 番 2、同 1 1 2 番 3、同 1 1 2 番 4、同 1 1 2 番 5（1 工区）
4, 5 2 8. 0 6 平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市新浜町 1 番 1 号
株式会社 イオス

熊本県公告第 6 6 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市松江町芭蕉 1 0 3 番、同 1 0 6 番、同 1 1 2 番 1、同 1 1 2 番 2、同 1 1 2 番 3、同 1 1 2 番 4、同 1 1 2 番 5（2 工区）
4, 6 6 2. 7 0 平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市新浜町 1 番 1 号
株式会社 イオス

熊本県公告第 6 6 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー水前寺店
熊本市水前寺一丁目 1 7 番 2 9 号
- 2 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の種類	変 更 前	変 更 後
建物外平面駐車場 (自走式)	店舗東側 5 8 台	店舗東側 5 5 台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場敷地北側	2 4 台	駐車場敷地北側	2 4 台
		駐車場敷地南側	1 8 台
合 計	2 4 台	合 計	4 2 台

- 3 変更の年月日
平成 2 4 年 8 月 7 日（予定）

- 4 届出年月日
平成23年12月8日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成23年12月26日から平成24年4月26日まで
 - (2) 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課
平成23年12月26日から平成24年3月30日まで
- 6 留意事項
法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー人吉店
人吉市瓦屋町字典子1713-1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）熊本市水前寺三丁目8番1号
（変更後）上益城郡益城町福富1107番地
- 3 届出年月日
平成23年12月6日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び球磨地域振興局総務部総務振興課
 - (2) 縦覧期間 平成23年12月26日から平成24年4月26日まで

熊本県公告第664号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年12月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	倉岡 繁	阿蘇市一の宮町手野1348番地
理事	宮崎 昌文	阿蘇市一の宮町坂梨772番地2
理事	大野 惟信	阿蘇市一の宮町中通775番地
理事	中村 孝次	阿蘇市一の宮町宮地1294番地2
理事	柚上 広昭	阿蘇市一の宮町坂梨1331番地
理事	笹原 學	阿蘇市一の宮町中通2636番地1
理事	白石 磨磋文	阿蘇市一の宮町三野586番地
理事	家入 敏夫	阿蘇市一の宮町宮地1748番地
理事	藏原 初	阿蘇市一の宮町宮地3492番地
理事	市原 伸博	阿蘇市一の宮町北坂梨257番地
理事	井上 栄一	阿蘇市一の宮町中通386番地
監事	山城 今朝雄	阿蘇市一の宮町手野440番地
監事	梅木 秀三	阿蘇市一の宮町坂梨3030番地2
監事	山部 良一	阿蘇市一の宮町宮地4019番地
監事	宮本 陽一	阿蘇市一の宮町中通1818番地2
就任		
理事	宮崎 昌文	阿蘇市一の宮町坂梨772番地2
理事	山城 今朝雄	阿蘇市一の宮町手野440番地
理事	井上 栄一	阿蘇市一の宮町中通386番地
理事	家入 敏夫	阿蘇市一の宮町宮地1748番地

理事	山部 良一	阿蘇市一の宮町宮地4019番地
理事	後藤 祐輔	阿蘇市一の宮町坂梨1109番地
理事	松田 征次	阿蘇市一の宮町中通591番地3
理事	古木 雄三	阿蘇市一の宮町三野1294番地
理事	宮本 陽一	阿蘇市一の宮町中通1818番地2
理事	家入 利徳	阿蘇市一の宮町宮地1418番地2
理事	中園 久	阿蘇市一の宮町手野1545番地
監事	市原 伸博	阿蘇市一の宮町北坂梨257番地
監事	森永 幸治	阿蘇市一の宮町宮地183番地
監事	坂本 光信	阿蘇市一の宮町坂梨1322番地2
監事	早瀬 忠	阿蘇市一の宮町中通1186番地2の1

熊本県公告第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字境鶴1080番及び同又1085番
446.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市八分字町3306番地
安尾 直樹

熊本県公告第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字岡畑3115番1
244.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1866番地125 MMジャンクション105号
村上 隆次

熊本県公告第667号

県営花房中部地区土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成23年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成23年12月27日から
平成24年1月30日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地等明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成23年12月26日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成24年1月6日（金）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 県が本人確認情報を利用する事務の追加について
 - (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
 - (3) 本人確認情報保護対策について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村局市町村行政課）
（電話 096-333-2105）

正 誤

平成19年3月16日熊本県条例第8号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
20	2	（第2条第1項第413号関係）	（法第2条第1項第413号関係）
21	19	（第2条第5項関係）	（第2条第5号関係）

昭和60年12月19日熊本県告示第973号（字界の変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する

ページ	正	誤
2	昭和60年12月19日	昭和60年12月17日

昭和60年12月19日熊本県告示第974号（字界の変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する

ページ	正	誤
2	昭和60年12月19日	昭和60年12月17日

昭和60年12月19日熊本県告示第975号（あらたに生じた土地）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する

ページ	正	誤
3	昭和60年12月19日 （第2工区） 五和町大字鬼池字松原2225の4、2225の3に隣接する無番地地先並びに2225の4及び2225の3に隣接介在する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 789.	昭和60年12月17日 （第2工区） 五和町大字鬼池字松原2225の4、2225の3に隣接する無番地地先並びに2225の4及び2225の3に隣接介在する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 786.

<p>50平方メートル (第3工区) 五和町大字鬼池字鳥 越2363の4地先 並びに2363の4 に隣接する無番地地 先並びに2363の 4、2364の3、 2425の1、24 26、2428の1 、2428の2、2 429の2、243 0の3、2430の 1、2431の1、 2432の1及び2 433の1に隣接介 在する道路地先公有 水面埋立地 187 3.42平方メート ル 合計 3749.9 8平方メートル</p>	<p>五和町大 字鬼池字 鳥越</p>	<p>50平方メートル</p>
---	---	-----------------